

復興特別所得税に関するお知らせ

平成 23 年 12 月 2 日、「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」が公布され、平成 25 年 1 月 1 日より平成 49 年 12 月 31 日までの 25 年間、復興特別所得税（国税×2.1%）が課せられることになりました。

このため、平成 25 年 1 月 1 日以降に支払われる預金利息や公共債の利子のほか、出資金の配当金、上場株式や公募株式投資信託の解約・譲渡益や分配金の所得税額に対しても、復興特別所得税が課せられます。

【お客さまにかかる金融商品の税金（平成 28 年 1 月 1 日現在）】

| 種 類 | 税 金 | 個 人 | 法 人 |
|---|--------------|------------------|----------------|
| 預金利息 懸賞金付定期預金 の懸賞金 公共債の利子 公社債投資信託の 解約益、分配金 | 税 率 | 20.315% | 15.315% |
| | 国 税 | 15% | |
| | 復興特別 所得 税 | 0.315%(15%×2.1%) | |
| | 地方税 | 5% | (注) — |
| 出資金の配当金 | 税 率 | 20.420% | |
| | 国 税 | 20% | |
| | 復興特別 所得 税 | 0.420%(20%×2.1%) | |
| | 地方税 | — | |
| 上場株式・公募株式 投資信託の配当と 売買益 | 税 率 | 20.315% | |
| | 国 税 | 15% | |
| | 復興特別 所得 税 | 0.315%(15%×2.1%) | |
| | 地方税 | 5% | |

(注)平成 28 年 1 月から法人にかかる利子割(預金利息等から特別徴収する地方税 5%)が廃止されました。

※今後の改正等により、内容が変更となる場合がございます。

※お客さまの個別具体的なケースにかかる税務上の取扱い等につきましては、税理士・税務署等にご相談ください。